

(3) 一時預かり保育料ほか

区 分	金額 (園児1人につき)
8月を除く月分の利用料	月曜日から金曜日までの利用 月額 5,300円
	月曜日から土曜日までの利用 月額 7,300円
8月分の利用料	月曜日から金曜日までの利用 月額 10,000円
	月曜日から土曜日までの利用 月額 12,000円

※その他、教材費、おやつ代等が別途必要です。

市立幼稚園一覧

市外局番 (088)

幼稚園名	所在地	電話番号
撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎135番地3	686-4093
精華幼稚園	撫養町立岩字内田73番地	686-4558
黒崎幼稚園	撫養町黒崎字清水86番地2	686-9478
桑島幼稚園	撫養町大桑島字与三左谷32番地	686-9479
第一幼稚園	大津町木津野字藪の内55番地2	686-3453
里浦幼稚園	里浦町里浦字西浜401番地	686-2448
成稔幼稚園	鳴門町高島字北221番地	687-1679
明神幼稚園	瀬戸町明神字越浦70番地	688-1244
大津西幼稚園	大津町大代1210番地	686-0425
堀江北幼稚園	大麻町大谷字中筋53番地	689-2220
堀江南幼稚園	大麻町西馬詰字橋ノ本7	689-1422
板東幼稚園	大麻町板東字采女34番地	689-1437



平成31年度 幼稚園入園

お申し込みのご案内



鳴門市教育委員会 学校教育課

受付期間	平成30年12月3日(月)～平成30年12月28日(金) ※土・日・祝日を除く
入園願書申込先	各幼稚園 午前8時15分から午後5時
問い合わせ先	学校教育課 午前8時30分から午後5時15分 TEL (088) 686-8802

1. 入園の手続き

(1) 各幼稚園に「支給認定申請書」と「入園願書」がありますので、記入押印のうえ各幼稚園に提出します。



(2) 1号の認定証が交付され、幼稚園より手渡し、または教育委員会より郵送されます。
※幼稚園入園児は1号認定となります。

※支給認定証は任意交付となっています。発行を希望する場合は、別途申請書の提出が必要です。）



(3) 入園手続きが終了します。

2. 入園説明会

各幼稚園で1月16日（水）午後実施予定です。

※時間等詳細は各幼稚園にお尋ねください

3. 保育時間

午前8時00分 ～ 午後2時（月・火・木・金曜日）

午前8時00分 ～ 午後1時（水曜日）

4. 利用者負担額（保育料）について

保護者に負担していただく保育料は、国が定める上限額の範囲内で、市町村が定めることとされており、世帯の負担能力に応じた金額となります。

算定にあたっては、同一世帯(住民票上の世帯ではありません)に属し、生計を一にしている父母および扶養義務者の市区町村民税の税額（以下「市民税額」と表記します）により決定します。

★ 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

① 前年度の市民税額に基づく保育料

② 当年度の市民税額に基づく保育料

① 平成31年4月から平成31年8月までの保育料は、平成30年度の市民税額に基づいた保育料となります。

② 平成31年9月から平成32年3月までの保育料は、平成31年度の市民税額に基づいた保育料となります。

※所得状況については、申請に基づきこちらで確認しますので、基本的に書類の提出の必要はありませんが、下記の方については、書類の提出をお願いします。

平成30年1月1日現在、本市に住民登録のなかった方	平成30年1月1日に住民登録をしていた市区町村発行の平成30年度所得課税証明書（申請時に提出をお願いします）
平成31年1月1日現在、本市に住民登録のなかった方	平成31年1月1日に住民登録をしていた市区町村発行の平成31年度所得課税証明書（詳しい交付開始日については、平成31年度になって、該当の市区町村にお問合せください）

5. 保育料についての注意事項

- (1) 保育料は対象年度の市民税額に基づき算定を行っているため、申告により内容に変更や誤りがあった場合は、保育料が変更になることがあります。
- (2) 保育料算定の基礎となる市民税額は、住宅借入金等特別控除などの控除前の額となります。
- (3) 未申告の場合は、保育料の算定が出来ないため、保育料は仮決定した保育料で算定し、市民税額が確定次第、正しい保育料の算定を行います。
- (4) 離婚、再婚等により保育料の算定対象者がかわる場合は、速やかにご連絡ください。

6. 保育料の軽減等について

ひとり親世帯等

第③階層の場合、第1子から無料となります。

第④階層の場合、第1子が3,000円、第2子以降は無料となります。

※ひとり親世帯等とは「母子・父子世帯」及び「在宅障がい児（者）のいる世帯」をいいます。

○母子・父子世帯必要書類

「児童扶養手当証書の写し」または「戸籍謄本」で確認します。

○在宅障がい児（者）のいる世帯 必要書類

「身体障害者手帳の写し」「療育手帳の写し」「特別児童扶養手当証書の写し」「国民年金証書の写し」のいずれかで確認します。

多子世帯

I 第④階層の場合、兄弟の年齢にかかわらず、第2子については半額、第3子以降は無料となります。

II 第⑤・⑥階層の場合で、兄弟が小学校3年生以下に2人以上いる場合、第2子については半額、第3子以降は無料となります。

III 第④・⑤階層の世帯で、扶養している18歳未満の子どもが2人以上いる場合、第2子については無料となります。（「多子世帯利用者負担額無料化申請書」の提出が必要です。）

IV 第⑤・⑥階層の世帯で、生計を同一にしている子ども等を3人以上養育している場合、第3子以降については無料となります。（「多子世帯利用者負担額無料化申請書」の提出が必要です。）

兄弟が鳴門市外に住民票がある場合は、保険証のコピーなど同一保護者に養育されている証明書が必要です。

※利用者負担額の金額・階層は別紙をご覧ください。

7. 一時預かり事業について

(1) 堀江南幼稚園以外の幼稚園で実施しています。

(2) 土曜日は撫養幼・精華幼・第一幼・板東幼の4園で実施しています。

※指定園になっておりますが、保護者の就労、送迎等の理由により対応いたします。

土曜日	撫養幼稚園	撫養幼稚園、黒崎幼稚園及び明神幼稚園の園児
	精華幼稚園	精華幼稚園、里浦幼稚園及び桑島幼稚園の園児
	第一幼稚園	第一幼稚園及び大津西幼稚園の園児
	板東幼稚園	板東幼稚園及び堀江北幼稚園の園児

※成稔幼稚園は、平成31年度から休止となりますので利用希望園については理由により対応いたします。